

「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト

【平成20年5月改訂】

平成 年 月 日

[会社名] _____

代表取締役 _____ 様

税理士 _____ ㊞

[事務所の名称及び所在地]

[連絡先電話番号]

()

私は、貴社の平成 年 月 日から平成 年 月 日までの事業年度における計算書類への「中小企業の会計に関する指針」の適用状況に関して、貴社から提供された情報に基づき、次のとおり確認を行いました。

勘定科目	No.	確認事項	残高等	チェック	
				有	無
金 銭 債 権	(1) 預貯金	1	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認したか。	YES	NO
	(2) 手形割引等	2	手形の割引がある場合に、手形譲渡損を計上したか。	有	無
				YES	NO
	(3) 表 示	3	営業上の債権のうち破産債権等で1年以内に弁済を受けることができないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示したか。	有	無
				YES	NO
		4	営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示したか。	有	無
				YES	NO
		5	関係会社に対する金銭債権がある場合、項目ごとの区分表示又は注記をしたか。	有	無
				YES	NO
	6	受取手形の割引額がある場合、これを注記したか。	有	無	
			YES	NO	
7	受取手形の裏書譲渡額がある場合、これを注記したか。	有	無		
		YES	NO		
(4) デリバティブ	8	デリバティブ取引による正味の債権債務で時価評価すべきものがある場合、これを時価で評価したか。	有	無	
			YES	NO	
(5) 貸倒損失・貸倒引当金	9	法的に消滅した債権又は回収不能債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除したか。(*)	有	無	
			YES	NO	
	10	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上したか。(*)	有	無	
YES			NO		
11	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算書上区分して表示したか。	有	無		
		YES	NO		

「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト作成の留意点

このチェックリストは、「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認するものですが、多くの金融機関等により高く評価され、融資商品にその提出が条件とされるなど広く活用されています。このような現状において、会員各位がチェックリストをより利用しやすくするため、チェックリストの右側に確認事項に関する留意点等を取りまとめました。今後、会員各位の業務の参考にしていただければ幸いです。

東京税理士会 企業法制対策特別委員会

指針番号	留意点	確認書類
-	当座勘定等調整表と残高証明書を突合して確認する。	預貯金通帳、預貯金の残高証明書
14	支払利息割引料勘定は使用しない。	手形割引計算書
15(1)	1年以内に弁済を受けることが出来ない破産債権、再生債権、更生債権等を表示する。	売掛金年齢調表、裁判所記録
15(2)	1年以内に弁済を受けることが出来ない営業外債権を表示する。	貸付金等の契約書及び返済予定表
15(3)	他の金銭債権と区分表示するか、注記する。	金銭消費貸借等の契約書、議事録、稟議書
15(4)	注記を要求されない場合においても、注記することが望ましい。	割引手形の残高証明書
15(4)	注記を要求されない場合においても、注記することが望ましい。	受取手形記入帳
16	先物取引・先渡取引・オプション取引・スワップ取引は時価評価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。	期末時に決済したものとみなして時価評価した計算書類等
17	税法との調整が必要となる。 ① 法的債権消滅とは、会社更生法、民事再生法による認可が該当 ② 回収不能債権とは、債務者の財政状態等から債権の全額が回収できないことが明らかな場合	債権消滅を証する書面
18	実質的な貸倒の見積りと税法基準との差異を把握し調整を行う。	実績貸倒率を適用した場合は前3年間の貸倒実績を証する書面
17 18	① 営業上の取引に基づいて発生した債権に対するもの…販売費 ② ①、③以外のもの…営業外費用 ③ 臨時かつ巨額のもの…特別損失	個別評価の実績貸倒率を適用した場合は前3年間の貸倒実績を証する書面

勘定科目	No.	確認事項	残高等	チェック	
				有	無
有価証券	12	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価したか。	無	YES	NO
	13	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としたか。(*)	無	YES	NO
	14	市場価格のあるその他有価証券を保有する場合、それが多額であるか否かによって適正に処理したか。	無	YES	NO
	15	時価が取得原価より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上したか。(*)	無	YES	NO
	16	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理したか。(*)	無	YES	NO
棚卸資産	17	棚卸資産について、災害による著しい損傷、著しい陳腐化その他これらに準ずる特別の事実が生じた場合、その事実を反映させて帳簿価額を切り下げたか。	無	YES	NO
	18	棚卸資産の期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額としたか。(*)	無	YES	NO
	19	最終仕入原価法により評価している棚卸資産がある場合、期間損益計算上、著しい弊害がないことを確認したか。	無	YES	NO
経過勘定等	20	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理したか。(*)	無	YES	NO
	21	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理したか。	無	YES	NO
固定資産	22	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行ったか。(*)	無	YES	NO
	23	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上したか。	無	YES	NO
	24	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしたか。(*)	無	YES	NO
	25	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、減損の可能性について検討したか。	無	YES	NO
	26	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理したか。	無	YES	NO
	27	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上したか。	無	YES	NO
繰延資産	28	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正にしたか。	無	YES	NO
	29	税法固有の繰延資産は、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行ったか。	無	YES	NO

指針番号	留意点	確認書類																					
19	4つに分類し、原則として、それぞれの分類に応じた評価を行う。 (「別掲1 有価証券の分類と会計処理」参照)																						
19	売買目的有価証券とは、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。	有価証券の銘柄、保有数、時価がわかる書類(預り証券明細書、配当明細書等)																					
19	取引の関係上保有する有価証券はその他の有価証券に含まれる。多額に保有する場合は時価評価、そうでない場合は原価により評価することもできる。	同上の他、全部純資産直入法又は部分純資産直入法の適用の有無、税効果の調整及び評価差額の計算の過程がわかる書類																					
22(1)	時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は特別損失に計上する。著しい下落とは50%程度以上下落した場合をいう。	時価が50%程度以上下落したことを証する書類																					
22(2)	実質価額が著しく低下したときに減損処理する。	破産手続開始決定等又は時価ベースの純資産額が50%程度以上低下したことを証する書類																					
27	次の事実が生じた場合には、その事実を反映させて帳簿価額を切り下げなければならない。 ① 棚卸資産について、災害により著しく損傷したとき ② 著しく陳腐化したとき ③ これらに準ずる特別の事実が生じたとき	災害、陳腐化等の事実を証する書面																					
27	時価とは、原則として正味売却価額(売却市場における時価から見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除した金額)をいう。	正味売却価額を証する書面																					
28	期間損益の計算上著しい弊害がない場合に限って、最終仕入原価法を許容している。	実地棚卸の資料、仕入数量及び単価の年間推移表等																					
30 ~ 32	会計上の性質が異なるので区分しなければならない。 貸借対照表の表示 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>表示項目</th> <th>表示箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前払費用</td> <td>前払費用</td> <td>流動資産</td> </tr> <tr> <td>前受収益</td> <td>長期前払費用(一年基準)</td> <td>投資その他の資産</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>未払費用</td> <td>流動負債</td> </tr> <tr> <td>未収収益</td> <td>長期前受収益(一年基準)</td> <td>固定負債</td> </tr> <tr> <td></td> <td>未払費用</td> <td>流動負債</td> </tr> <tr> <td></td> <td>未収収益</td> <td>流動資産</td> </tr> </tbody> </table>		表示項目	表示箇所	前払費用	前払費用	流動資産	前受収益	長期前払費用(一年基準)	投資その他の資産	未払費用	未払費用	流動負債	未収収益	長期前受収益(一年基準)	固定負債		未払費用	流動負債		未収収益	流動資産	契約書、請求書等
	表示項目	表示箇所																					
前払費用	前払費用	流動資産																					
前受収益	長期前払費用(一年基準)	投資その他の資産																					
未払費用	未払費用	流動負債																					
未収収益	長期前受収益(一年基準)	固定負債																					
	未払費用	流動負債																					
	未収収益	流動資産																					
31(3)	未決済勘定は安易に計上せず、適正に処理することを求めている。	立替金、仮払金支出明細書等																					
34	定率法、定額法等の方法に従い、每期継続して適用し、償却限度額を減価償却費として計上しているか。	固定資産台帳																					
34	減価償却計算に適用した耐用年数又は残存価額が、予測できなかった機能的な原因等により著しく不合理となった場合等には、耐用年数又は残存価額を修正し、その修正額を特別損失に計上する。	機能的な著しい減価、災害等を証する資料																					
36	取得価額から相当の減損額を控除し、特別損失に計上する。	固定資産の使用状況の変化等のヒアリング																					
36	固定資産としての機能を有していても、将来使用の見込みが客観的にないこと又は用途を転用したが採算が見込めないことのいずれかに該当し、時価が著しく下落している場合に検討する。	将来使用や採算の見込みがないこと、時価の下落を証する資料																					
37	研究開発に該当する部分は研究開発費として費用処理する。	研究開発から製品マスター完成までのプロセスがわかる資料																					
37	自社製作で収益獲得・費用削減が確実なものは無形固定資産とする。	取得価額を構成する人件費、原材料費、固定資産の減価償却費及び間接費等の内訳書																					
41	創立費は会社成立後、開業費は開業後、開発費はその支出後、それぞれ5年以内、株式交付費及び新株予約権発行費は発行後3年以内、社債発行費は社債償還期間で償却する。																						
40(2) 43	税法固有の繰延資産は長期前払費用等として計上する。																						

勘定科目	No.	確認事項	残高等	チェック	
				有	無
金銭債務	30	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付したか。	無	YES	NO
	31	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示したか。	無	YES	NO
	32	関係会社に対する金銭債務がある場合、項目ごとの区分表示又は注記をしたか。	無	YES	NO
	33	デリバティブ取引による正味の債権債務で時価評価すべきものがある場合、これを時価で評価したか。	無	YES	NO
引当金	34	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上したか。(*)	無	YES	NO
	35	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理したか。	無	YES	NO
退職給付債務・退職給付引当金	36	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合は、退職給付引当金を計上したか。(*)	無	YES	NO
	37	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合は、毎期の掛金を費用処理したか。(*)	無	YES	NO
	38	新たな会計処理の採用に伴う影響額を定額法により費用処理した場合には、未償却の金額を注記したか。	無	YES	NO
税金費用・税金債務	39	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上したか。		YES	NO
	40	決算日後に納付すべき税金債務は、流動負債に計上したか。		YES	NO
	41	税額控除の適用を受ける受取配当・受取利息に関する源泉所得税がある場合、法人税、住民税及び事業税に含めたか。	無	YES	NO
	42	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示したか。	無	YES	NO
税効果会計	43	一時差異の金額に重要性がある繰延税金資産又は繰延税金負債がある場合、これを計上したか。	無	YES	NO
	44	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討したか。	無	YES	NO
	45	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記したか。	無	YES	NO
純資産	46	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分したか。		YES	NO
収益・費用の計上	47	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上したか。(*)		YES	NO
	48	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識したか。(*)		YES	NO

指針番号	留意点	確認書類
44	金銭債務とは、金銭の支払を目的とする債務で、網羅的に債務額を付さなければならない。	残高証明書、請求書等
46(2)	1年以内に支払又は返済されると認められるものは流動負債の部に、1年以上かかるものは固定負債の部に表示する。	金銭消費貸借契約書、残高証明書等
46(3)	他の金銭債務と区分して表示するか、注記する必要がある。	契約書、議事録、稟議書等
47	正味の債権及び債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。	期末時に決済したものとみなして時価評価した計算書類等
48 49	以下のすべての要件に該当するものは、引当金として計上する。 ① 将来の特定の費用又は損失であること ② 発生が当期以前の事象に起因していること ③ 発生の可能性が高いこと ④ 金額を合理的に見積ることができること	
51(2)	発生した会計期間に処理する。旧商法の利益処分に対応する金額は引当金に計上する。	各人別給与明細、議事録、事前確定届出給与に関する届出書
52 54	就業規則・退職金規定により退職金給付制度を定めている会社は、従業員に対する法的債務を負っている退職給付引当金を計上しなければならない。	原則法又は簡便法による引当金の計算書
55	中小企業退職金共済制度等の掛金を費用処理する。	掛金の一覧表
57	退職給付引当金を新たに計上する場合、適用時差異を10年以内の一定年数又は従業員の平均残存勤務年数のいずれか短い年数にわたり定額法で費用処理することを認めている。この場合には未償却の適用時差異の金額を注記する。	
58	発生基準で計上し、「法人税、住民税及び事業税」と表示する。	
58	「未払法人税等」と流動負債に計上する。還付を受けるべき税額は「未収還付法人税等」と流動資産に計上する。	
59	損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」に含めて計上する。	
60	消費税は原則として税抜処理する。未払金或いは未収金として計上する。その金額の重要性が高い場合には、未払消費税等或いは未収消費税等として別に表示する。	
61	将来減算一時差異の場合は繰延税金資産となる。将来加算一時差異の場合は繰延税金負債となる。	
62 63	将来減算一時差異(又は税務上の繰越欠損金)が、将来の税金負担額を軽減する効果を有していると見込まれる場合は回収可能性があるかと判断する。	過去3年分の法人税申告書及び決算書、又は経営計画書等
66	一時差異の金額が重要な場合、又は税引前当期純利益に対する法人税等(法人税等調整額を含む。)の比率と法定実効税率との間に重要な差異がある場合は注記を行うことが望ましい。	
67 71	会社法等に則り適切に区分し表示する。	
72	費用収益対応の原則を適用とする。	
73 74	収益及び費用の認識基準の妥当性を確認する。	

勘定科目	No.	確認事項	残高等	チェック	
				有	無
外貨建取引等	49	外貨建取引を行っている場合、取引発生時の為替相場による円換算額により記録したか。	無	YES	NO
	50	外国通貨を保有している場合、決算時の為替相場による円換算額を付したか。	無	YES	NO
	51	外貨建金銭債権債務(外貨預金を含む。)がある場合、原則として、決算時の為替相場による円換算額を付したか。	無	YES	NO
	52	外貨建ての子会社株式及び関連会社株式がある場合、取得時の為替相場による円換算額を付したか。	無	YES	NO
株主資本等変動計算書	53	株主資本の各項目は、前期末残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は変動事由ごとにその金額を表示したか。		YES	NO
	54	株主資本以外の各項目がある場合、前期末残高、当期変動額及び当期末残高に区分し、当期変動額は純額で表示したか。	無	YES	NO
	55	発行済株式及び自己株式について、その種類及び株式数に関する事項を注記したか。		YES	NO
	56	剰余金の配当がある場合、当期中の支払額及び翌期の支払額を注記したか。	無	YES	NO
個別注記表	57	重要な会計方針に係る事項について注記をしたか。		YES	NO
	58	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項がある場合、これを注記したか。	無	YES	NO
上記以外の「中小企業の会計に関する指針」の項目について適用状況を確認したか。				YES	NO

当期において会計方針の変更等があった場合には、その内容及び影響額

分類	貸借対照表価額	評価差額
売買目的有価証券	時価	損益(営業外損益)
満期保有目的の債券	償却原価(取得原価)	償却原価法による差額:営業外損益
子会社株式及び関連会社株式	取得原価	該当なし
その他の有価証券	市場価格あり	純資産の部(税効果考慮後の額) (全部純資産直入法の場合)
	市場価格なし (債券:償却原価)	該当なし (償却原価法による差額:営業外損益)

※「残高等」欄については、該当する勘定科目の残高がない場合又は「確認事項」に該当する事実がない場合は「無」を○で囲み、これらがある場合は、「確認事項」のとおり「中小企業の会計に関する指針」に従って処理しているときは、「チェック」欄の「YES」を、同指針に従った処理をしていないときは同欄の「NO」を○で囲む。
 ※「NO」の場合は、「所見」欄にその理由等を記載する(なお、(*)が付された「確認事項」については、その事項ごとに理由等を詳細に記載する。)
 ※「所見」欄は、上記の点のほか、当該会社の経営に関する姿勢、将来性、技術力等、特にみるべきものがある場合に記入する。

指針番号	留意点	確認書類
75	原則として、取引発生時の為替相場による円換算とする。	直物為替相場であるTTM・TTB・TTS等がわかる資料、その他の為替相場の算定をした計算書
76(1)	外国通貨については、決算時の為替相場による円換算額を付す。	
76(2)	原則として、決算時の為替相場による円換算額を付す。	
76(5)	取得価額を取得時の為替相場により換算 法人税法上の取扱と違う場合は、換算方法を税務署長に届け出ることにより処理を一致させることが可能。一致しない場合は申告調整が必要(「別掲2 外貨建資産等の区分と換算方法」参照)。	
87	当期変動額は変動事由ごとにその金額を表示し、当期純利益は、その他利益剰余金又はその内訳項目である繰越利益剰余金の変動事由として表示する。	
87	当期変動額は純額で表示する。ただし、当期変動額について主な変動事由ごとにその金額を表示又は注記することができる。	
87	株主資本等変動計算書における注記事項。	議事録、登記簿謄本
87	株主資本等変動計算書における注記事項。	議事録
82	会社計算規則では、重要な会計方針に係る事項に関する注記等の項目に区分して、個別注記表を表示するよう要求されている(「別掲3 会社計算規則の注記要求項目」参照)。	
82	会社の財産及び損益の状態を正確に判断するために必要な事項は注記しなければならない(「別掲3 会社計算規則の注記要求項目」参照)。	
-	会計指針「35圧縮記帳、38ゴルフ会員権、74-2~74-4リース取引、80~81組織再編の会計」等への準拠を確認する。	

(別掲1 有価証券の分類と会計処理)

分類	貸借対照表価額	評価差額
売買目的有価証券	時価	損益(営業外損益)
満期保有目的の債券	償却原価(取得原価)	償却原価法による差額:営業外損益
子会社株式及び関連会社株式	取得原価	該当なし
その他の有価証券	市場価格あり	純資産の部(税効果考慮後の額) (全部純資産直入法の場合)
	市場価格なし (債券:償却原価)	該当なし (償却原価法による差額:営業外損益)

(別掲3 会社計算規則の注記要求項目)

①会計監査人設置会社以外の株式会社(公開会社除く)
 ②会計監査人設置会社以外の公開会社
 ※注記を要求される項目...○、注記を要求されない項目...×

	①	②
(1) 継続企業の前提に関する注記	×	×
(2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記	○	○
(3) 貸借対照表に関する注記	×	○
(4) 損益計算書に関する注記	×	○
(5) 株主資本等変動計算書に関する注記	○	○
(6) 税効果会計に関する注記	×	○
(7) リースにより使用する固定資産に関する注記	×	○
(8) 関連当事者との取引に関する注記	×	○
(9) 一株当たり情報に関する注記	×	○
(10) 重要な後発事象に関する注記	×	○
(11) 連結配当規制適用会社に関する注記	×	×
(12) その他の注記	○	○

(別掲2 外貨建資産等の区分と換算方法)

外貨建資産等の区分	会計上の換算方法	法人税法上の換算方法
外国通貨		期末時換算法
外貨預金	短期外貨預金	期末時換算法(法定換算方法)又は発生時換算法
	上記以外のもの	期末時換算法又は発生時換算法(法定換算方法)
外貨建債権債務	短期外貨建債権債務	期末時換算法(法定換算方法)又は発生時換算法
	上記以外のもの	発生時換算法(法定換算方法)又は期末時換算法
外貨建有価証券	売買目的有価証券	期末時価を決算時の為替相場により換算
	償還期限及び償還金額のあるもの(満期保有目的)	取得原価又は償却原価を決算時の為替相場により換算
	償還期限及び償還金額のあるもの(満期保有目的外)(注2)	期末時価を決算時の為替相場により換算(原則:換算差額は純資産の部に計上、例外:換算差額は当期の損益)
	償還期限及び償還金額のないもの(株式)(注2)	期末時価を決算時の為替相場により換算(換算差額は純資産の部に計上)
子会社株式及び関連会社株式	取得原価を取得時の為替相場により換算	発生時換算法

(注1) 外貨建取引、外貨建債権、外貨建債務、外貨建有価証券、発生時換算法及び期末時換算法とは、原則として、法人税法第61条の8(外貨建取引の換算)第1項及び同法第61条の9(外貨建資産等の期末換算差益又は期末換算差損の益金又は損金算入等)第1項に定めるものをいう。
 また、保有期間等が1年超であるか否かについては、期末時時点で判定する。
 (注2) 会計上は「その他の有価証券」である。